

## 資料 1

### (1) 教職員の飲酒運転根絶に向けた取組について

#### ア 佐久市教育委員会 平成30年第9回定例会 協議結果

	総合教育会議で提示された事項	取組事項
1	<p>研修について。</p> <p>今回の事案には「自分は飲酒運転をやるはずがない。当たり前だ。」との過信があり、これまでの研修等が、自分事にならず活かすことができなかつたと考えられることから、誰にでも起こりうる、自らの事として十分認識できるような研修の工夫が必要である。</p>	<p>飲酒運転を含む非違行為の防止に係わる研修については、年1回は外部講師を招いた研修を行い、専門家等による学校だけにとどまらない広い視野に基づく話や事例を学ぶことで、「やるはずがない」といった過信や「少しだけなら」といった甘さを排除するための新たな視点や発想の獲得につなげる。</p> <p>また、「自分がもし飲酒運転をしたら」といった疑似体験を通じたワークショップやグループ討議を実施することで、自らのこととして十分認識できるような研修とする。</p>
2	<p>地域の力を活用すること。</p> <p>学校は、保護者や地域から大きな期待を寄せられており、また、人というものは期待されると、その期待に応えようとするものであることから、PTAやコミュニケーションスクールなどで、地域からの期待を認識できるような方策や、地域を巻き込んで、一体的な研修を行う等の取り組みができないか。</p>	<p>各校で、地域住民や保護者及び支援団体等を構成員として設置しているコミュニケーションスクール運営委員会等において、飲酒運転撲滅等を協議事項として取り上げ、各校の取り組みや地域と共に行動について協議する。</p>
3	<p>飲酒運転を行わないという主旨を含んだ「誓約書」について、例文の書き写しではなく、自分の言葉で書くといった、誓約書のあり方を検討する。</p>	<p>教職員は、年度当初飲酒運転を行わないという主旨を含んだ誓約書を提出する。その際、単に例文を書き写すではなく、自身の言葉で自書する。</p> <p>また、各学期、最初の職員会議等において、各自が自身の誓約書に署名するなどにより、内容を確認する時間を設け、職員全体の意識高揚を図る。</p>
4	<p>家族の力を活用すること。</p> <p>人は誰でも、何らかの弱さを持っているので、飲酒する時とか運転する時に、家族からの想いを感じられるような取り組みが望まれる。</p>	<p>教職員は家族等に協力を求め、飲酒運転撲滅のメッセージや写真を提供してもらい、学校の自席や運転時の適切な場所に掲示するなどの工夫をする。</p>
5	<p>個別指導の必要性について。</p> <p>職員の中には、過去に交通違反など非違行為による懲戒処分や、指導上の措置を受けた職員もいる。これらの履歴、あるいは普段の行動から、規範意識が充分でないと考えられる者に対しては、全体研修等のポピュレーションアプローチだけでなく、ハイリスクアプローチとして、教育委員会から学校長への指導、学校長から個人への指導と、個別指導が必要である。</p>	<p>市教育委員会は、懲戒処分及び指導上の措置を受けた教職員についての申し送り事項を学校長に送付することに加え、再発防止につながる指導・助言を行う。</p> <p>校長は、申し送られた教職員や、普段の行動から規範意識が充分でないと考えられる教職員に対し、全体研修以外にも校長面談を中心に個別指導を行う。</p>
6	その他	校長は教職員の職務上の監督者であるとともに、身分上の監督者でもあるので、教職員の私的相談等にも乗れるような人間関係づくりに日頃から努める。

イ 学校長あて文書

30佐教学第823号  
平成30年11月28日

学校長 各位

佐久市教育委員会教育長

飲酒運転の根絶に向けた取組について（依頼）

教職員の綱紀の肅正及び服務規律の確保については、機会があることに公務員としての自覚を促してきたところです。

しかしながら、7月14日に市立中学校の教員が酒気帯び運転で現行犯逮捕されるという、あってはならない事案が発生しました。平成26年2月及び平成28年11月にも同様の事案が起こっており、短期間に3件もの飲酒に起因する不祥事が発生していることは、教育への信頼を著しく損なう、まさに非常事態といえる状況です。

学校長におかれましては、教職員が佐久市立小中学校服務規程その他法令等の規定に従い規律を堅持するよう改めて指導監督を徹底し、飲酒運転の再発防止に向けた更なる取り組みとして、下記事項について確実に実践されるようお願いします。

また、11月21日付で別添のように長野県教育委員会事務局義務教育課長からも依頼がありますので、あわせて実践をお願いします。

学校教育に寄せる保護者及び地域住民の信頼に応え、教育実践を支える不可欠な一歩としてご配意願います。

記

1 研修について

飲酒運転を含む非違行為の防止に係わる研修については、年1回は外部講師を招いた研修を行い、専門家等による学校だけにとどまらない広い視野に基づく話や事例を学ぶことで、「やるはずがない」といった過信や「少しだけなら」といった甘さを排除するための新たな視点や発想の獲得につなげること。

また、「自分がもし飲酒運転をしたら」といった疑似体験を通じたワークショップやグループ討議を実施することで、自らのこととして十分認識できるような研修とすること。

## 2 地域の力の活用について

各校で、地域住民や保護者及び支援団体等を構成員として設置しているコミュニティスクール運営委員会等において、飲酒運転撲滅等を協議事項として取り上げ、各校の取り組みや地域と共にを行う活動について協議すること。

## 3 「誓約書」について

教職員は、年度当初飲酒運転を行わないという主旨を含んだ誓約書（単に例文を書き写すのではなく、自身の言葉で自書する）を提出すること。

また、各学期、最初の職員会議等において、各自が自身の誓約書に署名するなどにより、内容を確認する時間を設け、職員全体の意識高揚を図ること。

## 4 家族や同僚等の力の活用について

教職員は家族や同僚等に協力を求め、飲酒運転撲滅のメッセージや写真を提供してもらい、学校の自席や運転時の適切な場所に掲示するなどの工夫すること。

## 5 個別支援について

校長は、懲戒処分及び指導上の措置を受けて申し送りのあった教職員のその後の意識や、教職員一人ひとりの日常の言動に十分意を用い、必要に応じ全体研修以外にも校長面談を中心に個別指導を行うこと。

## 6 その他

校長は教職員の職務上の監督者であるとともに、身分上の監督者でもあるので、教職員の私的相談等にも乗れるような人間関係づくりに日頃から努めること。